

愛知県環境審議会水質部会（平成20年度第1回） 会議録

1 日時

平成20年12月12日(金) 午前10時から正午まで

2 場所

愛知県自治センター 大会議室（4階）

3 出席者

（1）委員（15名）

木村部会長、小嶋委員、清水委員、那須委員、石附専門委員、井上専門委員、谷村専門委員、浜島専門委員、湯地専門委員、一藁特別委員（代理：第四管区海上保安本部警備救難部環境防災課長）、岩元特別委員（代理：東海農政局農村計画部資源課環境保全官）、神谷特別委員、佐藤特別委員（代理：中部地方整備局企画部企画課課長補佐）、中田特別委員（代理：中部運輸局交通環境部環境課長）、前崎特別委員（代理：中部経済産業局資源エネルギー環境部環境・リサイクル課長）

（2）事務局（10名）

（愛知県環境部）山本技監

（水地盤環境課）藤野課長、石田主幹、石黒課長補佐、斉藤主査、平野主査、横井主査、吉田主任、角田技師

（環境調査センター）永草水圏部長

4 傍聴人等

なし

5 議事

- ・会議録への署名は石附委員、井上委員が行うこととなった。

（1）水質部会長代理の選任について

- ・木村部会長の指名により、小嶋委員が部会長代理に選任された。

（2）矢作川水域における水生生物の保全に係る水質環境基準の水域類型の指定について

- ・資料1について事務局から説明を行った。

< 質疑応答 >

[那須委員] 資料1の表2で、亜鉛の基準値が河川及び湖沼は0.03mg/L、海域は0.02から0.01mg/Lと差があるが、河川と海では生物の感受性が違うのか。また、卵や幼稚子のうちが感受性が高いと思われるが、河川の産卵場は基準値を低くしなくてもよいのか。

[事務局] 基準値は、国が水生生物への慢性毒性データを整理して検討した結果であり、水生生物の感受性の差ということになる。全垂鉛については、たまたま河川及び湖沼の各類型で同じ基準値になっている。

[井上委員] 仮に要監視項目が環境基準項目に変わった場合、それはすぐに適用されるのか、類型指定の見直しを行うのか。

[事務局] そのまま適用することを考えている。

・資料 2、3 及び 4 について事務局から説明を行った。

< 質疑応答 >

[木村部会長] 既存類型は利水目的のためのもので、今回指定する類型は異なる視点からの類型指定という整理でよいか。達成期間はどこかに明記するのか。

[事務局] 同じ川に別の物差しをもってきて、水生生物の生息環境の視点からみるということ。達成期間については類型と同時に告示する。

[清水委員] 既存調査で確認されたのか現地調査で確認されたのかがよく分からない。現地調査は委託で行ったのか。委託であれば、そのフォローはどのようにしたのか。

[事務局] 既存調査は河川水辺の国勢調査などの最新のもので、現地調査結果と合わせて結果を示している。既存調査のリストは資料 3 の 39 ページに掲載している。現地調査は委託で行ったが、調査時には職員も現地に出向いて確認している。

[那須委員] 類型を変えてしまうと、現在の生活環境項目、健康項目はどういう形で測定していくのか。

[事務局] 今までの類型も生きているので、従来どおり基準点で調査する。評価する項目が 1 つ増えたということ。

[那須委員] 河川的全垂鉛の基準値は同じであるが、なぜ既存類型を変えて、違う類型を作らないといけないのか

[事務局] 現在要監視項目になっているクロロホルムなどの他の項目が入ってくると、類型によって基準値が違ってくる。

[小嶋委員] 類型の分け方については、生物がそこにいるかどうか大きなポイントになると思う。調査方法は厳密に決まっているものなのか。資料 2 の矢作川の表について、生物 A 該当種の放流区間とヒアリングの区間、類型案の区間がずれているが。

[事務局] そこまで厳密なものがあるわけではないが、国から示され、また国が行った調査方法と同じ方法で調査を行っている。現地調査は一過性のものであり、地元漁協や研究者へのヒアリングを重視している。放流魚はある程度の範囲で移動可能であり、放流はしていないが矢作ダムまでは生息可能であろうということである。

[谷村委員] 放流魚でなく、元々その河川に居着いている生物で類型分けをするべきではないか。

[事務局] 放流魚については国でも議論になった。放流する以上、繁殖するかは別としても一定期間は生きていける環境であるということである。

[浜島委員] 資料 3 の 4 ページにある亜鉛の測定結果について、サンプル数が違うが、亜鉛の測定においてサンプル数や期間が決まっているのか。今後の測定の基準は決まっているのか。定量下限値が下がった理由は。

[事務局] 資料に記載したものは、公共用水域の測定計画に基づいて測定した結果である。類型が指定され環境基準値が設定されると、月 1 回測定を行い、年平均値で環境基準が達成されたかどうかを判断していく。測定方法は、平成 19 年度から国へ報告するための定量下限値が 0.001mg/L に引き下げられており、今後もこの定量下限値で測定していく。

[浜島委員] この流域において亜鉛が出てくるような状況は何が考えられるか。

[事務局] 自然由来もある。タイヤ等にも含まれるため、車の粉じんも発生源になるが、発生源が散在しており、発生状況の把握が難しい。また、日用品、食料品にも含まれるため、どこかに大規模な下水処理場ができれば、その排水には含まれてくる。

[浜島委員] 野積みタイヤから出てくるか。

[事務局] タイヤそのものから溶出することは考えていない。

[湯地委員] 経年的に全亜鉛の平均値が減っているが、工場等で対策を行っているからなのか。

[事務局] 工場排水の規制値については、平成 18 年から基準が 5mg/L から 2mg/L へ強化されているので、その効果も考えられる。

[井上委員] 要監視項目の測定は行っているのか。要監視項目については、データは蓄積して欲しい。

[事務局] 要監視項目について、平成 16～18 年度に実態調査を行い、平成 20 年度からは実態調査で検出された地点については継続調査を実施している。

[井上委員] 水温が低いと A に該当する魚がいない場合で、何らかの要因でいなかったのがその要因が排除されたとき、あるいは、現在 A に該当する魚が放流されていないところに放流されるようになったときは、その時に類型を A とするのか。目標として、本来生物 A がいてもおかしくないところは A という類型を指定するという考え方もあるが、確認されたらその時に変えるのか。

[事務局] 確認状況が変わったら見直しをしていく。

[清水委員] 要監視項目も大事だが、知事が指定すべきその他の水域についても、財政

当局に重要性を認識してもらって、計画的に早く類型指定できるよう準備をして欲しい。

[事務局] 次に類型指定を予定している豊川水域については、今年度調査を実施している。次年度予算は折衝中であるが、庄内川等水域の調査を予定している。

(3) その他

- ・今後のスケジュールについて事務局から説明を行った。